

オホーツク地域人材確保・定着促進事業委託業務 公募型プロポーザル企画提案指示書

1 委託業務名

オホーツク地域人材確保・定着促進事業委託業務

2 委託業務の目的

人口減少や少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少が懸念される中、オホーツク地域においては、札幌圏など都市部への若年者の流出が多く見られ、地域における人材の確保や定着促進は、事業者にとって重要な課題となっている。

このため、地域の基幹産業である農林水産業や建設業など地域特有の実情に応じて対象業種を選定し、地域特有の若年者雇用の細やかな実情や企業が抱える課題を踏まえ、中小企業向けセミナーを開催することで、企業による人材確保手法の速やかな習得を進め、若年者人材の確保や職場定着の促進を図る。

3 委託業務の内容

(1) セミナーの開催及びフォローアップ

管内企業へのアンケートや訪問を行うとともに、若年者への企業の魅力発信の手法や職場定着に向けた中小企業向けセミナーを各地域で開催する。

ア 人材確保・定着促進セミナー

- ・実施地域：3地域（北見、網走、紋別の各ハローワーク管内で各1回）
- ・参加対象：オホーツク管内の農林水産業や建設業などから各地域特有の実情に応じて対象業種を選定
- ・実施形態：対面及びオンライン開催
- ・成果目標：延べ60社以上の企業（各地域20社以上）

イ フォローアップ

セミナー参加企業に対し、それぞれのニーズに応じたフォローアップを実施。

- ・実施時期：セミナー終了後から令和6年1月末までの間
- ・実施形態：対面その他の方法（電子メールなど）
- ・成果目標：セミナー参加企業の中から1社以上

(2) 報告書の作成

上記（1）における成果報告書を作成すること。

（提出部数）

- ・紙媒体（A4判）：10部
- ・電子データ（CD-ROM若しくはDVD-ROM）：正副2枚

4 提案に当たっての留意事項及び提案事項

(1) 留意事項

ア 委託業務で取り扱う個人情報、個人情報保護法、北海道個人情報保護条例及び事業者が個人情報を取り扱う際に遵守すべき指針等の個人情報保護制度に基づき、適正に取り扱ってください。

イ 新型コロナウイルス感染症などの影響により、業務の一部中止や実施方法の変更を求める場合があります。

(2) 提案事項

（全体）

ア オホーツク地域の農林水産業や建設業などにおける、若年者の雇用情勢や離職状況などの現状や課題を踏まえ、本事業の基本コンセプトを提案してください。

イ 事業の全体像について、各業務の位置づけや業務の流れなどが分かるよう、概念図などを用い、簡潔かつ分かりやすく提案してください。

ウ 具体的かつ実現可能な業務処理スケジュールを提案してください。

（セミナーの開催及びフォローアップ）

エ 実施内容や運営方法、開催地域を具体的に提案してください。

オ 目標参加企業数及びセミナー当日の全体スケジュールを提案してください。

カ 実施に当たり、目標とする参加企業数を十分見込める効果的かつ実現可能な告知内容を提案してください。

5 成果目標

- (1) アウトプット：事業に参加する企業数 60社以上
- (2) アウトカム：事業に参加した企業における就職者数 5人以上

6 企画提案者の参加資格要件

- (1) 単体法人又は複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。
- (2) 単体法人及びコンソーシアムの構成者は、次の要件をすべて満たしていること。
 - ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
 - オ 暴力団関係事業者等でないこと。
 - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - （ア）道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - （イ）本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - （ウ）消費税及び地方消費税
 - キ 次に掲げる届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - （ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - （イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - （ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - ク コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

7 審査基準

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 企画提案者の適格性（20点）

- ア 提案者の事業内容及び実績から見て受託能力があるか。
- イ 若年者の地域就労における現状・課題に関して、相当程度の知識と認識があるか。
- ウ 事業を円滑かつ確実に実施するための資源、特性、ノウハウなどを持っているか。
- エ 事業を円滑かつ確実に実施する体制は確保されているか。

(2) 企画提案内容の目的適合性及び業務遂行方法の妥当性（80点）

- ア 本事業の目的・背景を十分に理解し、明確なコンセプトのもとに各業務の提案がなされているか。
- イ 事業の全体像について、各業務の位置づけや業務の流れなどが分かるよう、概念図などを用い、簡潔かつ分かりやすい提案となっているか。
- ウ セミナー及びフォローアップの提案内容や方法は、効果が期待できる内容であるか。
 - ・実施内容や運営方法、開催地域の選定は妥当なものであるか。
 - ・実施に当たり、目標とする参加企業数を十分に見込み、効果的かつ実現可能な告知内容となっているか。
- エ 成果目標は、実現可能な内容となっているか。
- オ 具体的かつ実現可能な業務スケジュールとなっているか。
- カ 新型コロナウイルス感染症などの影響により、事業実施が困難となった場合の代案があるか。

8 委託期間

契約締結日から令和6年(2024年)2月29日まで

9 予算上限額

1,642千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

なお、新型コロナウイルス感染症などの影響により、委託業務の実施の一部中止や業務内容を変更する場合があります。その場合は、道と提案者の双方の協議により、提案内容の変更又は契約を行わないことがあります。

10 選定業者数

1 者を選定します。

11 参加表明書の提出

別紙1-1の「参加表明書」を令和5年(2023年)8月1日付け公告に定める日までに提出してください。

なお、参加表明書提出後に参加資格要件を満たさないことが明らかとなったときは、参加表明書の提出は無効となります。また、「参加表明書」には、次の書類を添付してください。

- (1) 参加を表明する者が法人の場合は商業登記事項証明書又は法人の登記事項証明書、個人の場合は、市町村が発行する身分証明書及び住民票
 - (2) 参加を表明する者がコンソーシアムの場合は、前記(1)の書類及びコンソーシアム協定書(別紙1-2)の写し
 - (3) 道税について、滞納がないことを証する納税証明書並びに地方消費税の納税証明書
 - (4) 暴力団員又は暴力団関係事業者ではないこと及び今後、これらの者にならないことを確認する別紙1-3「誓約書」
 - (5) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類(届出義務がない者については、社会保険等適用除外申出書(別記第20号様式))
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- ※「届出義務を履行している事実を証する書類」の例
- ・届出書のほか、標準報酬決定通知書、概算・確定保険料申請書、資格取得確認通知書、納入告知書、領収書等(すべて写し)

12 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、道から企画提案書の提出の要請を受けた者は、別紙2「オホーツク地域人材確保・定着促進事業委託業務企画提案書」を提出してください。

13 企画提案書の作成方法

- (1) 別紙2「企画提案書」を1ページ目とし、次ページに目次をつけ、以降、企画提案の内容とし、最後に別紙3「事業予算積算書」としてください。

なお、別紙2の「主な業務経歴」欄には国又は地方公共団体と契約を締結し、確実に履行した雇用対策に係る主な実績を記載してください。また、「業務処理体制」欄には本業務に関わる方全てについて必要な事項を記載してください。
- (2) 企画提案書の様式は特に定めませんが、用紙の大きさは日本工業規格A4判とし、別紙2を除き片面30枚以内としてください。
- (3) 文章を補完するためにイラストや図表などを使用してもかまいませんが、社名やロゴマーク等、提案者が特定できる図柄は一切入れないでください。
- (4) 企画提案説明書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現としてください。
- (5) 企画提案の内容については、他からの転載を禁止します。
- (6) 提出部数は6部です。

なお、第1ページ目の社名は1部にのみ記入し、残り5部には記入しないでください。
- (7) 提案内容は、全て企画提案書に記載してください。別添となるパンフレットや補充資料、図面等については受理しません。また、提出された企画提案書は返却しません。
- (8) 提出された企画提案書の全部又は一部について、変更、追加及び削除はできません。

14 プレゼンテーションの実施

- (1) 企画提案された内容についてのプレゼンテーションを実施していただきます。
- (2) 日時、場所、留意事項等は別途通知します。
- (3) プレゼンテーションは、企画提案書に記載された内容についてのみとし、当該提案書に記載されていない事項の説明や追加資料の配付は認めません。
- (4) 企画提案書を提出した事業者が5者を超える場合には、企画提案書による第一次審査を実施し、上位5者をプレゼンテーションへの参加事業者とします。

15 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者負担とします。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知します。
- (3) 参加表明書の提出後に企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、参加表明の撤回があったものと見なします。また、プレゼンテーションに参加しない場合も、同様に企画提案の意思がないものと見なします。

- (4) 提出された参加表明書又は企画提案書等提出書類は、委託事業者の選定のためのみに使用し、機密保持には十分配慮いたします。ただし、北海道情報公開条例による公文書開示請求がなされた場合は、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- (5) 採択決定後、提出いただいた提案書及び補足資料並びに契約書類に記載された事業概要（図・写真を含む）、委託先・コンソーシアム構成員の名称、契約金額（支出内訳を含む）については、公表・活用する場合がありますので、当該部分の公表・活用についてはあらかじめ提案者の了解を得たものとして扱わせていただきます。
- (6) 提出された書類は、道において必要な場合、複製を作成することがあります。
- (7) 提出期限以降における参加表明書又は企画提案書の差替え又は再提出は認めません。